

## 生涯学習須坂市民大学事業実施要項

### (趣旨)

第1 この要項は、生涯学習に対する意欲を高め、社会参画（協働・共創）の意欲のある人材の育成等を図るとともに、市で実施される生涯学習事業を総合的にとらえ、学習情報を効果的・効率的に提供するために、生涯学習須坂市民大学事業（以下「須坂市民総合大学」という。）の実施等について必要な事項を定める。

### (事業の実施)

第2 須坂市民総合大学は、生涯学習（スポーツに係るものを含む。）その他の市民等が学習するために行う事業（以下「生涯学習事業」という。）で、市が主催若しくは共催若しくは後援し、又は認定したものに参加した者に対して、その内容及び参加回数により、独自の称号を与えるとともに、市のまちづくり等への参加を促すものとする。

### (事業の内容)

第3 須坂市民総合大学の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 単位取得事業

須坂市民総合大学に参加した回数を単位で表記し、当該単位の取得を、社会共創部生涯学習スポーツ課生涯学習推進センター（以下「センター」という。）が発行するシール（様式第3号）を、須坂人手形（様式第2号、以下「手形」という。）に貼付することにより記録するものとする。この場合において、当該単位の取得が50を超え、かつ、あらかじめ市が必修科目（以下「須坂学」という。）として設定した単位（以下「必修単位」という。）を10以上取得した者が、その旨の届出を行ったときは、その者に対して、須坂人の称号を与えるものとする。

#### (須坂市民総合大学の対象となる生涯学習事業)

第4 須坂市民総合大学の対象となる生涯学習事業（以下「対象講座等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 市内で開催され、又は市民等を対象とする講座、講演会、見学会等で、市及び市の関係団体が主催するもの並びに民間等が主催し、まなびーず情報、広報須坂等に掲載されるもの（委託事業を含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、官公庁が開催する事業や市が共催、後援する事業等で、須坂市民総合大学の趣旨に適うもの。

#### (須坂市民総合大学の対象者)

第5 須坂市民総合大学の対象者は、手形を所有している者とする。

(単位取得事業)

第6 第3第1号に規定する単位取得事業の手続等は、次のとおりとする。

- (1) 第4の規定により、対象講座等を所管する機関等（民間等含む。）は、センターが須坂市民総合大学の象徴として定めたロゴを表示し、かつ、対象講座等に付した名称の一部に、須坂市民総合大学の名称を使用することができる。
- (2) 対象講座等に参加した対象者には、対象講座等の開催1回につき1単位を付与することとし、当該単位を50単位（必修単位10単位を含む。）以上取得した者（以下「規定単位取得者」という。）には、須坂人の称号を与えるものとする。この場合において、対象講座等が連続して複数回開催するときは、1回分を1単位と算定し、対象講座等を修了等するときに必要とされる条件を満たさないときにおいても、単位を付与するものとする。
- (3) 前号の規定による単位の取得を目指す者は、手形を所有し、対象講座等を受講した後に、受講を確認するため、対象講座等を実施する機関等（民間等含む。以下「実施機関等」という。）に対し、手形を提示しなければならない。ただし、参加者を特定せず、開催中の出入場が自由なもの及び受付を設置しない対象講座等にあつては、受講後に対象講座の感想を記入した手形をセンターに提示することで、これに代えることができるものとする。
- (4) 当該手形の提示を受けた実施機関等及びセンターは、あらかじめセンターが用意したシール（様式第3号）を交付するものとする。
- (5) 規定単位取得者が、須坂市民総合大学須坂人認定申請書（様式第4号）に手形を添えて、センターに提出することにより、認定書及び須坂人の称号を付与するものとする。
- (6) 須坂人を認定された者が、さらに100単位、200単位、300単位、400単位及び500単位を取得した場合は、それぞれの単位取得時に、奨励賞を交付するものとする。

(義務教育修了前の児童に対する特例)

第7 義務教育修了前の児童が、第3第1号の単位取得事業を行うときの特例を次のとおり定めることとする。

- (1) 義務教育修了前の児童が、第3第1号の単位取得事業を行うときは、同号の規定にかかわらず、必修単位の取得を要することなく、称号を付与することができる。この場合において、当該付与することができる称号は、少年須坂人とする。
- (2) 前号の規定により少年須坂人を取得した者が、義務教育を修了し、かつ、必修単位を取得した場合は、その者に対して須坂人の称号を付与するものとする。

(期限及び学習報告)

第8 単位取得事業に係る単位の取得については、有効期限を定めないものとする。

2 手形の所有者は、毎年3月31日までに単位取得の状況を、センターあて報告するものとする。  
報告の方法は、手形をセンターに提出することによる。

(情報提供等)

第9 センター及び実施機関等が対象講座等を開催するときは、次の事項に留意するものとする。

(1) 対象講座については、まなびーず情報、広報すぎか及び市公式ウェブサイト等を利用し、情報提供するものとする。

(2) 実施機関等が、対象講座に係る案内を作成する場合は、ポスターやリーフレットに、ロゴを掲載できるものとする。

(手形の交付申請)

第10 手形は、センターの窓口へ須坂市民総合大学須坂人手形交付申請書(様式第1号)を提出することで取得することができる。

(事業の所管)

第11 須坂市民総合大学の運営は、センターが行い、事務局を置く。

(その他)

第12 この要項に定めるもののほか、須坂市民総合大学の実施については、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年10月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。